

スリランカ全土に対する緊急事態令

2022年5月6日
在スリランカ日本国大使館

- スリランカ政府は、5月6日から全土における緊急事態令を発令しました。
- 緊急事態宣言に伴う行動規制は発表されていませんが、今後のスリランカ政府の発表に注意してください。

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話:(国番号94)11-269-3831

住所:3rd & 4th Floor, M2M Veranda Office, No.34, W. A. D. Ramanayake Mawatha, Colombo 2